

新見市地域ポイントサービス規約

(目的)

第1条 この規約は、西日本旅客鉄道株式会社（以下「ＪＲ西日本」といいます。）が発売するサービス対象ＩＣＯＣＡの利用者に対して、一般社団法人新見市観光協会（以下「協会」といいます。）が提供するポイントサービス（以下「本サービス」といいます。）の内容及び適用条件等を定め、もって利用者の利便性向上を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 本サービスの内容及び適用条件等については、この規約の定めるところによります。

2 この規約に定めのない事項については、法令及びＪＲ西日本が定める「ＩＣカード乗車券取扱約款（平成15年10月西日本旅客鉄道株式会社公告第19号）。（以下「ＩＣ約款」といいます。）」「ＩＣＯＣＡ電子マネー取扱約款（平成17年9月西日本旅客鉄道株式会社公告第17号）。（以下「電子マネー約款」といいます。）」「地域ポイント用ＩＣＯＣＡ取扱規則」等の定めるところによります。

(用語の定義)

第3条 この規約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「地域ポイント」とは、新見市及び協会が発行者となり、この規約に従って利用者に付与されるポイントをいいます。
- (2) 「サービス対象ＩＣＯＣＡ」とは、本サービスを利用可能とするため、あらかじめ協会に利用登録されたＩＣＯＣＡをいいます。
- (3) 「新見市オリジナルＩＣＯＣＡ」とは、サービス対象ＩＣＯＣＡとして、新見市が市民に無償で交付する別紙に定めるデザインのＩＣＯＣＡをいいます。
- (4) 「ＩＣＯＣＡ・地域ポイント加盟店」とは、協会がＩＣＯＣＡ電子マネー及び地域ポイント取引に係る加盟店として指定した店舗等をいいます。
- (5) 「利用月」とは月初日から月末日の１ヶ月間をいいます。

(利用申請・登録)

第4条 利用者は、本規約に同意することで、本サービスの提供を受けることができます。

2 利用者は、協会が提供する専用サイト（以下、「マイページ」といいます。）に対して登録を行うことで、マイページを利用することができます。

(地域ポイントの付与)

第5条 ＩＣＯＣＡ・地域ポイント加盟店におけるサービス対象ＩＣＯＣＡでのＩＣＯＣＡ電子マネーの利用月（１日は当日午前0時00分から当日23時59分までの間とします。）の利用に対し、利用額に協会が定めるポイント付与率を乗じて算出された数を地域ポイントとし、付与します。ただし、協会が地域ポイントの付与を行わない店舗等として定めたＩＣＯＣＡ・地域ポイント加盟店におけるサービス対象ＩＣＯＣＡでのＩＣＯＣＡ電子マネーの利用に対しては、地域ポイントは付与されません。

2 前項のほか、新見市及び協会又はＩＣＯＣＡ・地域ポイント加盟店等が実施するイベントにより一定の条件を満たした場合に地域ポイントを付与します。この場合、地域ポイントの付与日は協会の定めるところによります。

3 第1項により付与される地域ポイントは、利用月の翌月月末に一括して付与されます。

4 前項の定めにかかわらず、協会の運営上の都合により、地域ポイントの付与日は変更となる場合があります。

5 前四項の定めにかかわらず、ＩＣ約款及び電子マネー約款の定めによるほか、本サービスの提供に必要な設備等の障害の発生により、やむを得ずサービス対象ＩＣＯＣＡを利用できない場合には、地域ポイントは付与されません。

6 地域ポイントは、別のサービス対象ＩＣＯＣＡに付与することはできません。

7 新見市及び協会は、第2項の実施や本サービスの利用、活用の推進または利便性の向上を目的に、ＪＲ西日本及びそのグループ会社と利用者のサービス対象ＩＣＯＣＡの利用実績を共有する場合があります。

(地域ポイントの利用)

第6条 地域ポイントは、ＩＣＯＣＡ・地域ポイント加盟店における商品やサービスの代金の支払いに充当することができます。ただし、協会が地域ポイント取引を行わない店舗等として定めたＩＣＯＣＡ・地域ポイント加盟店においては、地域ポイントの利用はできません。

2 地域ポイントは、１ポイント１円として換算します。

3 地域ポイントは、現金と交換することはできません。

(地域ポイントの効力)

第7条 第5条第1項の定めにより付与された地域ポイントの有効期限は付与日から６か月となります。

2 第5条第2項の定めにより付与された地域ポイントの有効期限は付与日から６か月を上限とし、協会の定めるところによります。

3 前二項の定めにかかわらず、協会の運営上の都合により、地域ポイントの有効期限は付与日から６か月を上限とし、変更となる場合があります。

(地域ポイントの確認)

第8条 利用者は、協会指定のサービス対象ＩＣＯＣＡ用の端末及びマイページにより、前月から過去６ヶ月の間に付与された地域ポイントおよび利用された地域ポイントの履歴、地域ポイントの残高を確認することができます。

(地域ポイントの残高及び利用情報の引継)

第9条 協会のシステム上の都合や係員の取扱い誤りによりサービス対象ＩＣＯＣＡを交換する必要があると協会が判断した場合は、交換前のサービス対象ＩＣＯＣＡの利用登録及び地域ポイントの残高を新たなサービス対象ＩＣＯＣＡへ引き継ぐことがあります。

(地域ポイントの訂正)

第10条 協会は次の場合に、利用者が保有する地域ポイントを訂正することができますものとしします。

- (1) 協会が誤って地域ポイントを付与した場合
- (2) その他、協会が地域ポイントを訂正することが適切であると判断した場合

(地域ポイントの不正入手)

第11条 本規約に定める以外の方法で不正に地域ポイントを入手した場合は、当該サービス対象ＩＣＯＣＡを無効として回収します。この場合、保有する地域ポイントは無効となります。

(地域ポイントサービスの制限又は停止)

第12条 協会及びＩＣＯＣＡ・地域ポイント加盟店は、本サービスの提供に必要な設備等の保守点検の実施等により、本サービスの提供を予告なしに一時的に制限又は停止することがあります。

2 前項に基づく本サービスの制限又は停止に対し、協会及びＩＣＯＣＡ・地域ポイント加盟店はその責めを負いません。ただし、当該制限又は停止が、協会の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

(新見市オリジナルＩＣＯＣＡの取扱い)

第13条 新見市オリジナルＩＣＯＣＡを返却した場合は、利用登録が解除され、本規約に定める一切のサービスを受けることができません。

2 新見市オリジナルＩＣＯＣＡを返却した場合は、当該カードの地域ポイントは全て無効となります。

3 利用者は、新見市オリジナルＩＣＯＣＡの紛失、盗難等による再発行の請求をすることはできません。

4 障害による再発行は、地域ポイント用ＩＣＯＣＡ取扱規則の定めるところによります。

(免責事項)

第14条 サービス対象ＩＣＯＣＡの紛失・盗難等により、第三者が地域ポイントを不正に使用した場合であっても、利用者の損害については、協会及びＩＣＯＣＡ・地域ポイント加盟店はその責めを負いません。

2 その他、新見市、協会、ＪＲ西日本及びＩＣＯＣＡ・地域ポイント加盟店の責めに帰すことのできない事由から発生した利用者の損害については、新見市、協会、ＪＲ西日本及びＩＣＯＣＡ・地域ポイント加盟店はその責めを負いません。

(規約の変更)

第15条 新見市、協会及びＪＲ西日本は、民法548条の4の規定に基づき、以下の場合は、本規約を変更することができるものとしします。

- (1) 本規約の変更が、利用者の一般の利益に適合する場合
- (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

2 本規約を変更する場合、新見市及び協会はあらかじめインターネット上で公表する等の相当な方法で、変更内容及び変更後の規約の効力発生時期を周知するものとしします。また、新見市及び協会はポイントの付与条件や利用条件に関する内容の変更を行う場合には、変更の最低１ヶ月前に事前周知を行うものとしします。

施行期日 2022年10月1日から施行する。

附 則 2023年6月1日から施行する。

附 則 2026年3月1日から施行する。

※「ＩＣカード乗車券取扱約款」「ＩＣＯＣＡ電子マネー取扱約款」「地域ポイント用ＩＣＯＣＡ取扱規則」はＪＲ西日本ＨＰでご確認ください。